

I はじめに（調査の背景・職域におけるがん検診とは）

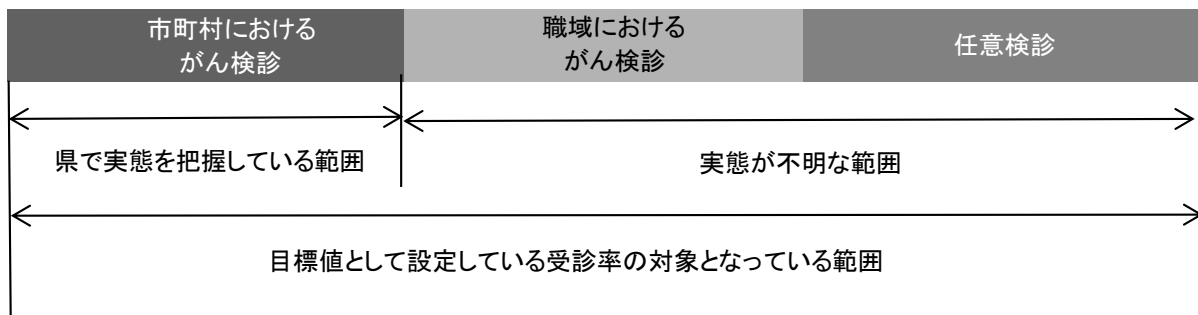
I はじめに（調査の背景・職域におけるがん検診とは）

1 がん検診の種類

- がん検診はがんの発見を目的とした検診であるが、受診できる機会は以下の3つである。
 - A 市町村におけるがん検診
健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施するがん検診
 - B 職域におけるがん検診
事業主や加入している健康保険組合、全国健康保険協会、国民健康保険組合等の医療保険者（以下、「医療保険者」という。）が主体となって、定期健康診断や特定健康診査の機会と同時または単独で、福利厚生の一環として事業所の従業員や医療保険の加入者に対して行うがん検診
 - C 任意検診（人間ドック）
個人で各検診機関等に申し込み、諸々の検査とあわせて受診するがんの検査

2 調査の背景

- 現在県では、市町村におけるがん検診について毎年実績を把握しているが、職域におけるがん検診や任意検診には報告義務等がないため、実態が把握できていない。
- 「神奈川県がん対策推進計画」では、市町村におけるがん検診だけでなく、職域におけるがん検診や任意検診を含めた受診率を目標値として定めている。



- 平成27年度の「県民ニーズ調査（基礎調査）」によると、過去2年間にがん検診を受診した方では、「市区町村が実施した検診」とほぼ同じ割合の方が「職場における検診」により受診している。

3 「職域におけるがん検診」とは

- 上記1のBのとおり、各事業所（又は企業）や医療保険者の判断で、従業員等や加入者等に福利厚生の一環として行われている。
- 実施が義務付けられているものではなく、ガイドライン等も示されていないため、実施方法は事業所や医療保険者により様々である。事業所と医療保険者が共同実施している場合もある。

- 今回は以下の内容を伺った。

【事業所調査】	調査対象となった事業所が主体となって（医療保険者と共同で実施している場合も含む）、当該事業所に勤務する従業員に対して行った平成 27 年度のがん検診の実施状況
【医療保険者調査】	調査対象となった医療保険者が主体となって（事業所と共同で実施している場合も含む）、当該医療保険の加入者に対して行った平成 27 年度のがん検診の実施状況

4 市町村におけるがん検診の対象者（参考）

- 市町村におけるがん検診では、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（以下、『国の指針』という。）」により検診の方法、対象者及び受診間隔が示されている。
- 各がん検診の平成 27 年度の受診対象者、受診間隔、一次検診の方法は以下のとおり。

	受診対象者	受診間隔	一次検診の方法
胃がん※	40 歳以上の男女	年 1 回	問診及び胃部 X 線検査
大腸がん	40 歳以上の男女	年 1 回	問診及び便潜血検査
肺がん	40 歳以上の男女	年 1 回	質問、胸部 X 線検査及び喀痰細胞診
子宮頸がん	20 歳以上の女性	2 年に 1 回	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診
乳がん	40 歳以上の女性	2 年に 1 回	問診及び乳房 X 線検査（マンモグラフィ）

※ 平成 28 年 2 月に国の指針が改正され、平成 28 年度以降、胃がん検診は原則 2 年に 1 回、50 歳以上の男女を対象に問診及び胃内視鏡検査を行うこととされた。ただし、当分の間は従来どおり、年 1 回、40 歳以上の男女を対象に問診及び胃部 X 線検査により、胃がん検診を行っても差支えないこととなっている。

- 今回の調査では、事業所又は医療保険者の実施するがん検診について、各事業所又は医療保険者で実施する対象者における受診状況に加えて、国の指針における対象年齢の従業員又は加入者の受診状況もあわせて伺った。（胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診は 40 歳以上の男女、子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性、乳がん検診は 40 歳以上の女性）のがん検診受診状況もあわせて伺った。